

別表第1（居住環境基準関係）

	(い) 計画等	(ろ) 良好な居住環境の維持及び 向上への配慮に関する基準	チェック
1	都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第1項の規定による地区計画	申請に係る計画が、当該地区計画に定められた事項のうち建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。ただし、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例が制定されている場合にあっては、当該条例に含まれる事項を除く。）に適合すること。	
2	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第1項の規定による防災街区整備地区計画		
3	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第1項の規定による歴史的風致維持向上地区計画		
4	幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第1項の規定による沿道地区計画		
5	集落地域整備法（昭和62年法律第63条）第5条第1項の規定による集落地区計画		
6	景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画	申請に係る計画が、当該景観計画に定められた事項のうち建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。）に適合すること。	
7	建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定	申請に係る計画が、当該協定に定められた事項のうち建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての具体的な制限に限る。）に適合すること。	
8	景観法第81条第1項に規定する景観協定		

居住環境基準の対象となる地区計画等の例（令和6年7月1日現在）		該当に ○印
計画等名	所在地	
東大工町・紺屋町地区等地区計画	東大工町・南新町・籠屋町・富田町・両国橋・大道・紺屋町・鷹匠町・栄町	
徳島本町地区等地区計画	徳島町・中徳島町・徳島本町・新蔵町・中洲町	
しらさぎ台地区地区計画	上八万町西山	
八万町大坪地区地区計画	八万町大坪	
国府町観音寺地区地区計画	国府町観音寺字屋敷、矢三田、式反田及び西泓	
竜王団地建築協定	国府町竜王（竜王団地）	
サンライズ川内建築協定	川内町平石住吉（サンライズ川内）	
フォレストタウン徳島大谷建築協定	大谷町大開（フォレストタウン徳島大谷）	

※新規に地区計画等が策定された場合には、居住環境基準の対象となります。

別表第2（災害配慮基準関係）

	区 域	チェック
1	地すべり防止区域 （地すべり等防止法第3条第1項）	□区域外
2	急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）	□区域外
3	土砂災害特別警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）	□区域外